

百貨店等において危険物品を持ち込む場合の火災予防上の措置

- 1 消火器を設置する。
- 2 避難上又は通行上支障のない場所とする。
- 3 転倒又は落下のおそれのない場所とする。
- 4 階段室内等から 5 メートル以上隔離する。
- 5 防火管理者等による監視体制を講じる。
- 6 危険物については、指定数量の 5 分の 1 未満とする。
- 7 可燃性固体類及び可燃性液体類については、火災予防条例別表第 8 に定める数量の 5 分の 1 未満とする。
- 8 可燃性ガス容器は、ガス総重量 5 キログラム未満に相当する個数とする。
- 9 玩具用煙火を販売し、又は展示する場合は、ガラスケース等に収納し、顧客等が直接手を触れない措置を講じるか、又は従業員によって常時監視できる場所で販売、展示する。
- 10 玩具用煙火は、薬量 5 キログラム未満とする。